

東京慈恵会医科大学研究データ管理・利活用ポリシー

制定 2026年1月1日

東京慈恵会医科大学（以下「本学」という。）は、建学の精神「病気を診ずして病人を診よ」に基づき、医師・看護師の育成、医学・看護学研究の振興、医療の実践を通して人類の健康と福祉に貢献することを本学の使命とし、研究者自らが研究データの記録を徹底し、研究成果を社会へ公開することを研究者行動規範に定め、社会との対話を進めている。

本学は、教育・研究・医療で得られた研究データを適切に管理及び利活用し、法令・他の規程等を遵守しながらも、可能な限り研究成果及び研究データを社会へ還元し、さらなる学術研究の発展に貢献することを目的として、本ポリシーを定める。

なお、本ポリシーは、本学が定める規程や契約等の実施に制約を与えるものではない。

（研究データの定義）

1. 本ポリシーにおける「研究データ」は、本学の教育、研究、医療の過程で収集された情報のうち「学術研究」を目的として利用されるものを指し、デジタル・非デジタルを問わない。

（研究データの管理）

2. 本学は原則として、研究データを収集または生成した研究者が研究データ管理を行う権利と責務を有していることを認め、本学の研究者は、各研究分野における法的及び倫理的要件等に従って研究データを管理する。

（研究データの公開・利活用）

3. 本学の研究者は、各研究分野における法的及び倫理的要件等に従ってデータの公開範囲を決定し、データ作成者及びデータ管理者の意向を考慮したうえで、可能な限り研究データを公開及び利活用する。

（大学の責務）

4. 本学は、研究データの管理及び利活用の推進に必要な環境を整備する責務がある。

（その他）

5. 本ポリシーは法令、社会や学術環境の変化に応じて、適宜見直しを行うものとする。